

# 木材保管施設等の課税標準の特例について【事業所税】

## 1. 特例の対象と内容

木材市場又は製材等の木材加工業者若しくは木材の販売業者の事業用木材保管施設について、当該施設に係る事業所床面積の3/4の面積が課税標準から控除されます。

対象施設等	特例の内容
木材市場	木材市場に係る事業所床面積の3/4が課税標準から控除されます。
・製材業 ・合板製造業 ・床板製造業 ・パーティクルボード製造業 ・木材防腐処理業 ・木材販売業 各事業の用に供する木材保管施設	各事業の用に供する木材保管施設に係る事業所床面積の3/4が課税標準から控除されます。

## 2. 特例の効果(例)

製材業を営む事業者が木材保管施設(床面積1,200㎡)を保有する場合、木材保管施設に係る課税標準の特例の効果は、以下のとおりです。

	特例を受けない場合	特例を受けた場合
事業所床面積	1,200㎡	1,200㎡
控除の割合	—	3/4
控除面積	—	900㎡
課税標準	1,200㎡	300㎡ (1,200㎡ - 900㎡)
課税額	72万円 (1,200㎡ × 600円/㎡)	18万円 (300㎡ × 600円/㎡) <b>控除額: 54万円</b>

※課税標準の特例を受けるには、課税標準の特例明細書を作成する必要があります。

お問い合わせ先

林野庁林政部木材産業課  
【代表】03-3502-8111(内線6103)  
【ダイヤルイン】03-6744-2293

※具体的な手続き方法等については、事業所税を課税している各地方公共団体の税制窓口にお問い合わせください。

## 参 考

### 事業所税の概要

趣旨	事業所税は、人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税です。
課税団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・東京都(特別区の存する区域)</li><li>・政令指定都市</li><li>・首都圏整備法に規定する既成市街地又は近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有する市</li><li>・人口30万以上の政令で指定する市</li></ul>
納税義務者	課税団体内において、事業を行う法人又は個人
税率 (一定税率)	資産割(事業所床面積) : 600円/m <sup>2</sup> (免税点 1,000m <sup>2</sup> 以下) 従業者割(事業者給与総額): 0.25% (免税点 100人以下)